

## &lt;協創によるまちづくりの定義&gt;

協働のまちづくり	市民、各種団体、学校・大学、企業、市議会、市が	つながり の融合	協創による まちづくり
	「持続可能な地域社会の維持」 のための共通のビジョン、課題を共有し、		
	それぞれが持つノウハウ、資源、ネットワークを持ち寄り 課題解決のために、対等な立場で協力して、 共に働くことで、		
「未来の山陽小野田市」のための新しい価値を創出する			

## &lt;年代別就業率&gt;

	2012年	2022年
60～64歳	57.7%	73.0%
65～69歳	37.1%	50.8%
70～74歳	23.0%	33.5%
75歳以上	8.4%	11.0%

※総務省統計局「統計トピックス」より抜粋

## &lt;地域運営組織の活動実態&gt;

組織数	全国 6,064 組織 (R3年度)
組織形態	法人格を持たない任意団体、NPO 法人、認可地縁団体
活動内容	祭り・運動会などの運営、高齢者交流サービス、 <b>防災訓練</b> <b>広報誌の発行</b> 、声かけ見守りサービス、 <b>買い物支援</b> など
収入源	市町村からの補助金等、指定管理料、収益事業の収益
課題	<b>担い手不足</b> 、当事者意識の不足、 <b>スタッフの高齢化</b> 、活動 資金の不足、 <b>会計や税務、労務のノウハウの不足</b> など

※地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業報告書より抜粋

## &lt;連鎖的事業の展開&gt;



## &lt;インターネット利用率&gt;

2021年度

2022年度

	2021年度	2022年度
50～59歳	95.2%	95.4%
60～69歳	84.4%	86.8%
70～79歳	59.4%	65.5%
80歳以上	27.6%	33.2%

※令和5年度版 情報通信白書より抜粋

## &lt;スマホ保有率&gt;

2022年

2023年

60代	91%	93%
70代	70%	79%

※NTTドコモ モバイル社会研究所

## &lt;山口県ヤングケアラー実態調査&gt;

	全体	山陽小野田市
ヤングケアラーを聞いたことがない	53.3%	約59%
世話をしている家族がいる	12.0%	13.4%
世話をしているためにやりたいけど できていないことがある	2.3%	3.3%

例) 自分の時間が取れない、睡眠が十分にとれない、宿題をする時間がない

友人と遊ぶことができない、学校を遅刻・早退してしまう、部活を辞めざるをえない

## \*学校の先生への相談の対応状況

聴取結果	小学生	中学生	高校生
ヤングケアラーに関する相談だった	3人	2人	0人
それ以外の相談だった	49人	79人	28人
その他	1人	2人	0人

## &lt;校区別空家等件数&gt;

	H29	R4		H29	R4
本山	65	155	厚狭	278	379
赤崎	118	243	出合	58	101
須恵	129	271	厚陽	42	93
小野田	125	273	埴生	106	210
高泊	105	140	津布田	42	80
高千帆	138	269			
有帆	63	124	全体	1269	2338

※ランクA 106 → 1120 ランクB 276 → 528 ランクC 787 → 591

ランクD 70 → 65 ランクE 30 → 34 不可 41 → 61

<空家等対策に関する具体的な取組>

1、空家等の活用拡大に関する具体的な取組
<p>(1) 空家所有者活用意向調査 <b>【新規】</b></p> <p>(2) 空家等管理活用支援法人と連携した取組の検討 <b>【新規】</b></p> <p>(3) 空き家を活用した地域住民の活動・交流拠点づくりへの支援 <b>【新規】</b></p> <p>(4) 住まいの「エンディングノート」の作成 <b>【新規】</b></p> <p>(5) 空家等活用促進区域の検討 <b>【新規】</b></p> <p>(6) 空家相談体制の整備 <b>【新規】</b></p> <p>(7) 山陽小野田市空き家バンク制度の推進 <b>【継続】</b></p>
2、空き家の管理の確保に関する具体的な取組
<p>(1) 空家法に基づく管理不全空家等への措置 <b>【新規】</b></p> <p>(2) 空家等管理システムの活用 <b>【新規】</b></p> <p>(3) 関係法の改正等を踏まえた周知・啓発の実施 <b>【新規】</b></p> <p>(4) 空き家セミナーの開催 <b>【継続】</b></p> <p>(5) 固定資産税の納税通知を活用した情報発信 <b>【継続】</b></p>
3、特定空家の除却等に関する具体的な取組
<p>(1) 空家法に基づく特定空家等に対する措置 <b>【拡充】</b></p> <p>(2) 財産管理制度の活用 <b>【新規】</b></p>